

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方等についての標準報酬月額保険者算定の特例の延長等について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業にて、令和4年8月又は同年9月までの間に報酬が急減した方の標準報酬月額の改定及び決定に係る臨時的な特例措置の延長についてお知らせしたところです。（令和4年7月15日付酒健発第130号）

今般、厚生労働省より、現下の情勢等を踏まえて、令和4年8月から同年11月まで新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方についても同様の特例措置を講ずることとした通知が発出されたため、下記のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構より標準報酬月額の特例改定（延長等）のリーフレットを添付いたしましたのでご活用ください。

1. 対象者等

（1） 令和4年8月から同年11月までの間に急減月が生じた方についての特例

以下の①から③のいずれにも該当する被保険者について、2.に定める手続きにより届け出があった場合には、急減月（※1）に受けた報酬の総額を報酬月額として算定し、当該急減月の翌月から標準報酬月額を改定できます。

（※2、3、4）

ただし、当該休業が回復した月（※5）における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その方の標準報酬月額（本特例措置による改定後のものをいう）に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、[別紙1-3](#)の様式により、その内容を届け出た上で、その翌月から、当該休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定するものとします。（※6）

（※1） 急減月は、令和4年8月から同年11月までの間のいずれか1か月であって、休業により報酬が著しく低下した月として事業主が届け出た月とします。

（※2） 報酬支払の基礎となった日数（17日以上（短時間就労者は11日以上。以下同じ。））については、事業主からの休業命令や自宅待機指示などがあり、その間、使用関係が継続していれば、当該休業した日も当該報酬支払の基礎となった日として取り扱います。

（※3） 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、事業主が被保険者に支払う報酬ではないため、報酬の総額には含めません。

（※4） 本特例措置においては、固定的賃金の変動を伴わない場合を含みます。

（※5） 休業が回復した月とは、報酬支払の基礎となった日が17日以上ある状態とします。この場合の日数の算定においては、※2により、報酬が発生していないが報酬支払の基礎となった日として取り扱われる日は含ま

ないものとしします。

- (※ 6) 休業が回復した際の届出は、次回定時決定前の令和 5 年 8 月までの間に
おいて、最初に当該届出を要することになった際に一度限り届け出てく
ださい。

<対象者>

- ① 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業(※ 1)させたことにより、急減月が生じた方であること。
- ② 当該急減月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、当該急減月に設定されている標準報酬月額(※ 2)に比べて 2 等級以上低下した方であること。
- ③ 本特例措置による改定を行うことについて、本人が書面で同意している方であること。

(※ 1) 休業とは労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全 1 日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において 1 時間以上労働することができない状態をいいます。

(※ 2) 2 等級以上低い方には、次の場合を含みます。

- ・ 標準報酬月額の第 50 等級(上限)にある方(報酬月額が 141 万 5,000 円以上である場合に限る。)が降給したことにより、その算定月額が標準報酬月額の第 49 等級以下の標準報酬月額に該当する場合
- ・ 標準報酬月額の第 2 等級の方の報酬月額が降給したことにより、その算定月額が 5 万 3,000 円未満となった場合。

(※ 3) 急減月に報酬が全く支払われていない方については、第 1 等級の標準報酬月額として取り扱うこととなります。

(※ 4) 被保険者期間が、急減月を含めて 3 か月未満の方については、本特例措置による届出の対象とはなりません。

(※ 5) 急減月の翌月に被保険者資格を喪失する方については、当該急減月の翌月の保険料が賦課されないため、本特例措置による届出の対象とはなりません。

- (2) 令和 3 年 6 月から令和 4 年 5 月までを急減月として本特例措置による改定を既に受けた方についての特例

以下の①から③のいずれにも該当する被保険者について、2.に定める手続きにより届出があった場合には、令和 4 年 8 月の報酬の総額を基礎として算定した標準報酬月額を、定時決定に係る保険者算定による算定額とする取り扱いとします。(※ 1)

ただし、休業が回復した月(※ 2)における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その方の標準報酬月額(本特例措置による改定後のものをいう。)に比べて 2 等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、

別紙 1－3 の様式により、その内容を届け出た上で、その翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定するものとします。

(※ 1) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、事業主が被保険者に支払う報酬ではないため、報酬の総額には含めません。

(※ 2) 休業が回復した月の考え方は(1)と同じ。

<対象者>

- ① 令和 3 年 6 月から令和 4 年 5 月までを急減月として本特例措置による改定を受けた方であること。ただし、既に休業が回復し令和 2 年 10 月 22 日付酒健発第 196 号通知 1 (ウ) (以下、令和 2 年通知 1 (ウ) という。)の届出を行うこととなった方を除きます。(※ 1)
- ② 令和 4 年 8 月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、通常の定時決定により決定された標準報酬月額に比べて 2 等級以上低い方であること。
- ③ 本特例措置による改定を行うことについて、本人が書面で同意している方であること。

(※ 1) 令和 3 年 6 月から令和 4 年 5 月までを急減月として本特例措置による改定を受けた方には、令和 2 年 10 月 22 日付酒健発第 196 号通知 1 (イ) による特例措置を受けた方を含みます。

(※ 2) 2 等級以上低下した方には、次の場合を含みます。

- ・ 令和 4 年 8 月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、第 49 等級となる方が、同年 9 月の定時決定において第 50 等級の標準報酬月額（報酬月額が 141 万 5,000 円以上である場合に限る。）に決定された場合。
- ・ 令和 4 年 8 月に支払われた報酬の総額が 5 万 3,000 円未満となった方が、同年 9 月の定時決定において第 2 級の標準報酬月額に決定された場合。

(※ 3) 令和 4 年 8 月に報酬が全く支払われていない方については、第 1 等級の標準報酬月額として取り扱うこととなります。

2. 手続きの方法

(1) 提出書類

①の届書に、②申立書を添えて、急減月が生じた後、速やかに提出してください。

① 被保険者報酬月額変更届（特例改定用）（別紙 1－1・1－2）

イ 1 (1) に該当する場合

被保険者報酬月額変更届（別紙 1－1）中、各月の標準報酬等を記載する欄の一番下の欄のみに、急減月の報酬月額等を記載してください。

ロ 1 (2) に該当する場合

被保険者報酬月額変更届（別紙 1－2）中、各月の標準報酬等を記載する欄の一番下の欄のみに、急減月の報酬月額等を記載してください。

② 申立書（別紙 2）

申立書に記載のある申立項目 1 ～ 6 のすべての項目に該当していることを確認してください。

なお、複数回に分けて被保険者報酬月額変更届の届出を行う場合は、届出の都度申立書の添付が必要となります。

③ その他

本特例措置の届出及び申し立ての内容が事実であることを確認できる書類について後日、資料の提出を求める場合があります。

(2) 受付期間

本特例措置による届出は、令和 4 年 8 月 2 9 日から同年 1 1 月末日までを受付期間とします。

なお、令和 4 年 1 0 月又は同年 1 1 月を急減月とする届出については、同年 1 0 月 3 1 日から令和 5 年 1 月末日までを受付期間とします。

3. 留意点

(1) 本人の同意 (別紙 3)

本特例措置による改定を行う場合は、被保険者の保険料額への影響のみならず、年金給付、傷病手当金及び出産手当金への影響も生じることを、被保険者本人が十分に理解した上で同意をすることが必要となります。このため、被保険者に不利益が生じないよう、その内容につきあらかじめ本人の記名による同意を要するとともに、その同意書を適切に保管（届出日から 2 年間）することが必要となりますので、特に留意してください。

(2) 再度の特例措置の届出の取扱い

本特例措置による届出は、保険料の賦課や給付、給与事務の複雑化、不安定化等を防ぐため、同一の被保険者について、令和 4 年 8 月から同年 1 1 月までを急減月とする特例措置による改定を複数回行うことや、同年 8 月の報酬の総額に基づく定時決定に係る保険者算定の特例と同年 8 月から同年 1 1 月までを急減月とする特例措置による改定を行うこと、届出後に急減月の選択等を変更すること等はできませんのでご留意ください。

ただし、令和 2 年 4 月から同年 7 月までを急減月とする特例措置による改定、同年 8 月から令和 3 年 7 月までを急減月とする特例措置による改定や同年 8 月から令和 4 年 7 月までを急減月とする特定措置による改定とは、それぞれ一度に限り行うことが可能です。

(3) 前回通知との関係

同一の被保険者について、令和 4 年 6 月又は同年 7 月を急減月とする特例措置による改定と同年 8 月から同年 1 1 月までを急減月とする特例措置による改定をそれぞれ行った場合において、前回通知に基づき同年 6 月又は同年 7 月を急減月として特例措置による改定をした方に係る休業回復に伴う特例改定（令和 2 年 1 0 月 2 2 日付酒健発 1 9 6 号通知 1（ウ）及び令和 3 年 8 月 2 3 日付酒健発 1 4 3 号通知 1（1）ただし書）（以下、「令和 2 年及び 3 年通知」

という。)の届出に該当する前に、同年8月から同年11月までを急減月とする特例措置による改定を行ったときは、令和2年及び3年通知の届出を行うことは要せず、本通知1(1)ただし書の届出のみを行うこととなります。

(4) 厚生年金保険との関係

健康保険と厚生年金保険の社会保険制度としての適用上の一体性を確保し、給与事務等の複雑化を防止する等の観点から、事業主からの申立書において、厚生年金保険についても同様の特例改定の手続きを行う旨のチェック欄を設けております。この点を確認し、チェックがない場合には返戻とさせていただきますのでご注意ください。

【問合せ先】

業務部 適用課

電話 03-3552-4004

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合 健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例 改定を延長等します。

令和4年10月から令和4年11月までの間に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、報酬が著しく下がった方のうち、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**です。また、**既に特例改定を受けた方**のうち、一定の条件に該当する場合は**令和4年9月から適用された定時決定を特例により変更可能**です。

（なお、令和4年8月から令和4年9月までの間に休業により報酬が著しく下がった方についても、令和4年11月末まで申請を受付けています。）

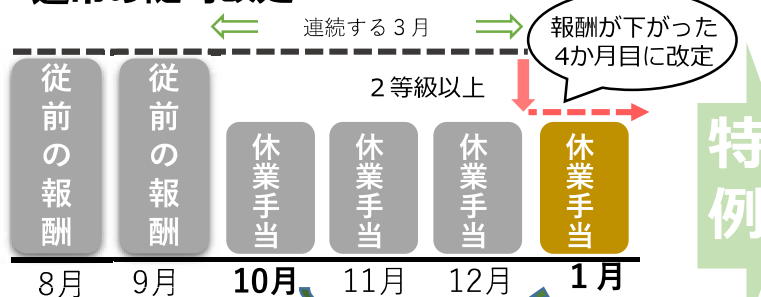
対象となる方

(1) 新たに休業により報酬が著しく低下した方の特例（次のすべてに該当する方が対象）

- **新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和4年10月から令和4年11月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方**
- **著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方**※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- **本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している**
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）

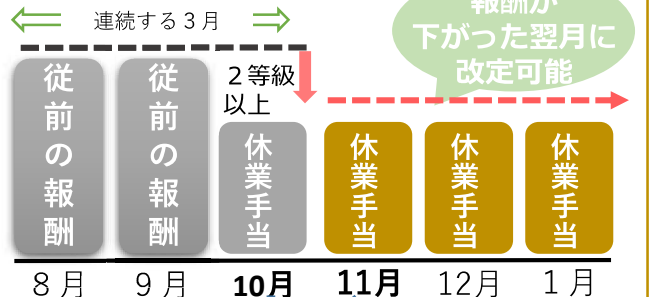
例えば**10月から休業手当が支払われた場合**
通常であれば4か月目の1月に改定となります。

■通常の随時改定



今回の特例を利用した場合
11月から改定が可能となります。

■今回の特例改定



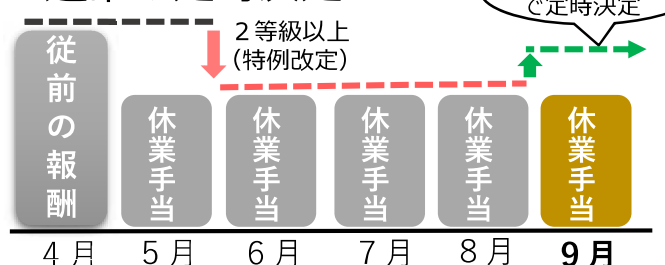
※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

(2) 令和3年6月から令和4年5月までに休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例（次のすべてに該当する方が対象）

- **新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和3年6月から令和4年5月までに報酬が著しく低下し、特例改定を受けた方**
（令和3年度において、定時決定における保険者算定の特例を受けた方を含む・休業が回復した者を除く）
- **令和4年8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、令和4年9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方**
- **本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している（上記(1)と同様です。）**

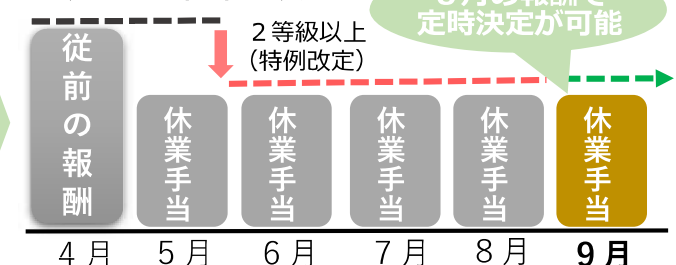
通常であれば**4月から6月の報酬の平均で定時決定**が行われます。

■通常の定時決定



今回の特例を利用した場合
8月の報酬で定時決定が可能となります。

■今回の特例改定



※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

対象となる保険料

- 休業により報酬等が急減した月（（2）の場合は令和4年8月となります。）の翌月以降の保険料が対象となります。

※令和4年10月または同年11月を急減月とするものは令和5年1月末までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合は、できるだけ速やかに提出をお願いします。

申請手続について

- 月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。

申請期限 令和4年10月または同年11月を急減月とするもの・・・令和5年1月31日(必着)

※管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）

※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

※「対象となる方」の(1)に該当する方は「令和4年8月～令和4年11月を急減月とする場合」の月額変更届（特例改定用）を、(2)に該当する方は「8月報酬による定時決定の場合」の月額変更届（定時決定の保険者算定の特例に当たっての参考資料）を使用してください。

標準報酬月額の特例改定の延長等 Q&A

Q1 固定的賃金に変動がない場合でも特例改定の対象となりますか？

A 今回の特例改定に限り、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、要件に該当する場合は改定の対象となります。

（例えば、日給者の日給単価に変更はなく勤務日数が減少したことにより報酬が減少した場合、休業により報酬が支払われていない場合なども対象となります。）

Q2 休業のため、給与を支給していない場合や支援金（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金）を受ける場合でも、特例改定の対象となりますか？

A 給与を支給していない場合や支援金を受ける場合でも、特例改定の対象となります。
この場合、実際の給与支給額（※）に基づき標準報酬月額を改定することとなり、報酬が支払われていない場合は、今回の特例改定に限り、最低の標準報酬月額（健康保険は5.8万円、厚生年金保険は8.8万円）として改定することとなります。

※支援金は、給与支給額には含みません。

Q3 休業のため、給与計算の基礎日数が17日未満の場合でも、特例改定の対象となりますか？

A 今回の特例改定に限り、新型コロナウイルス感染症の影響で事業主から休業命令や自宅待機指示などによって休業となった場合は、休業した日に報酬が支払われていなくても、給与計算の基礎日数として取り扱ってください。

その上でも、休業のあった月とその前2か月のいずれか1月でも17日未満(※)となる場合は、特例改定の対象となりません。
※特定適用事業所等の短時間労働者は11日未満。

Q4 休業が回復した場合には、届出が必要となりますか？

A 休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額に比べて2等級以上上昇した場合には、その翌月から休業が回復した月における標準報酬月額に改定することになります。該当する場合は、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、必ず随時改定（「休業が回復した場合」の月額変更届（特例改定用））の届出を行ってください。

※実際の報酬支払の日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上）となった月です。

※「対象となる方」の(2)に該当する方も同様です。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん
加入者ダイヤル

0570-007-123（ナビダイヤル）

03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

・受付時間： 月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

より詳しくお知りになりたい方はこちら

年金機構 特例改定延長

検索

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei4.html>

